

Framework for Conditional Sailing Order: Phased Approach

**proposed by CDC(Centers for Disease Control
and Prevention)**

2021年5月28日

赤井伸郎 akai@osipp.osaka-u.ac.jp

<スマートクルーズアカデミー代表、大阪大学国際公共政策研究科教授>

Framework for Conditional Sailing Order: Phased Approach



PHASE 1: Mass testing and lab capacity building



- Conduct screening testing of all crew onboard
- Develop onboard lab capacity for testing symptomatic crew, close contacts, and future passengers
- Conduct embarkation testing of all crew

PHASE 2A: Voyage preparation



- Implement routine screening testing of all crew
- Develop port, medical, and housing agreements approved by port and local health authorities
- After agreements are approved, embark nonessential crew with testing and 14-day quarantine

PHASE 2B: Simulated (trial) passenger voyages



Volunteers

- Request approval from CDC to conduct simulated (trial) voyage
- Conduct simulated voyage*
- Complete after-action report

**Subject to in-person and virtual CDC inspections*

PHASE 3: Conditional Sailing Certification



- Meet CDC's standards for protection of crew in U.S. waters
- Fulfill requirements for simulated voyage(s)
- Apply for COVID-19 Conditional Sailing Certificate

PHASE 4: Restricted passenger voyages



Passengers

- Obtain and retain a COVID-19 Conditional Sailing Certificate
- Resume passenger operations with restrictions, such as voyage length and testing requirements

Phase 2B : Simulated (trial) passenger voyages

- **Technical Instructions for Simulated Voyages by Cruise Ship Operators under CDC's Framework for Conditional Sailing Order**
- 「条件付き航海命令のCDCフレームワーク」(CSO)におけるクルーズ船運航者による試験航海のための技術的指示

主な内容

1. 試験航海実施のための通知とCDCへ承認願
2. 試験航海実施に必要な資格(1と重なるので省略)
3. ボランティアの乗客の要件
4. 試験航海の内容
5. **健康と安全を保護するための試験航海の終了勧告**

Ⅰ：試験航海実施のための通知とCDCへ承認願

以下の項目はマストである。

- 実施内容の日付・場所の明記
- CSO (Framework for Conditional Sailing Order) とCDCの技術的指示が定める、試験航海の実施資格を有することの確認
- 試験航海中に入渠または入港する予定のすべての港および地方保健当局との合意書（マルチポート合意可）を有することを示す文書
 - 合意書は、試験航海を実施するクルーズ船の名前を具体的に記載し、CSOおよびそのフェーズ2Aのための技術的指示の基準を満たさなければならない
- **ボランティアの乗客への通知書のコピー**
 - この通知書には、以下を含めること
 - **1：ボランティアの乗客は、クルーズ船の試験航海の目的で、米国では証明もテストもされていない健康と安全のプロトコルに参加していること**
 - **2：パンデミック中の航海は本質的に危険な活動であること**
 - （ボランティアの乗客への通知は、ウェブ、電子メール、文書のいずれでも可）

I : 試験航海実施のための通知とCDCへ承認願（つづき）

- ボランティアの乗客として試験航海に参加するすべての人が署名したインフォームドコンセントの様式のコピー
 - このインフォームドコンセントは、試験航海が、合意に基づいて実施され、雇用条件でも、対価または将来の報酬と引き換えでもないことをすべてのボランティアの乗客に伝えていなければならない。(デジタル署名によるものでも可)
- 各クルーズ船の試験航海を管理・実施する、1人以上の連絡先
- クルーズ船運航の責任者による署名
 - クルーズ運航会社とすべての親会社のCEO（または準ずる者）、CCO（または準ずる者）、医療担当最高責任者
- 米国海域のクルーズ船に搭乗する乗組員の保護に関するCDCのすべての要件（つまり、CSOのフェーズI）が満たされており、引き続き満たされることの証明

3：ボランティアの乗客の要件

- 試験航海は、クルーズ船運航者の、クルーズ船上でのCOVID-19のリスクを軽減する能力の有効性をテストできるように設計され、実施されなければならない。
- これには、乗客役のボランティアを活用することも含まれる。
- クルーズ船の運航者は、ボランティアの乗客に関する次の要件の遵守が必要。
- **試験航海に必要なボランティアの乗客の最小数は、クルーズ船運航者が米国の港湾および地域の保健当局と交わしたフェーズ2A契約の条件に従って、最初の2回の制限付き航海で乗船できる最大乗客数の10%以上でなければならない。**
- クルーズ船運航者は、試験航海の前に、ボランティアの乗客に対し、CDCの「COVID-19およびクルーズ船の旅行に関する健康上の注意」の通知が必要。デジタル通知可能。
- すべてのボランティアの乗客は、クルーズ船の試験航海の目的で、米国では証明されていない健康と安全のプロトコルのシミュレーションに参加していること、およびパンデミック時の航海は本質的にリスクの高い活動であることを書面で知らされなければならない。デジタル通知可能。この書面による通知のコピーは、CDCにも提供することが必要。

3：ボランティアの乗客の要件（つづき）

- すべてのボランティアの乗客は、試験航海の日および参加の同意が得られた時点で少なくとも18歳以上であることが必要。
- クルーズ船運航者は、すべてのボランティアの乗客が次のいずれかを持っていることを確認することが必要。
 1. 「米国食品医薬品局（FDA）が承認したワクチン、または世界保健機関（WHO）から緊急使用リストを受け取ったワクチン製品」を使用してCOVID-19に対して完全にワクチン接種されていることの証明。
 2. または完全な形での予防接種を終えていない場合、医療従事者からの書面、またはボランティアの乗客はCDCのガイダンスで定められている重度のCOVID-19のリスクが高いと思われる病状をがないことの自己証明の書類。
- 試験航海は、すべての参加者の署名入りインフォームドコンセントを得て実施する必要がある。雇用条件として、または対価や将来の報酬と引き換えに実施されるものではない。クルーズ船運航者は、参加者の署名入りインフォームドコンセントを紙または電子媒体のいずれかで文書化する必要がある。また、クルーズ船運航者は、同意書を保存し、CSOが有効である間は、いつでも要請に応じてCDCが利用できるようにすることが必要。

3：ボランティアの乗客の要件（つづき）

- すべてのボランティアの乗客は、乗船および下船前にCOVID-19の兆候や症状を評価される。クルーズ船運航者は、COVID-19の兆候や症状が発生した場合は直ちにクルーズ船の医療スタッフに連絡する必要性について、すべてのボランティアの乗客を教育することが必要。
- すべてのボランティアの乗客は、試験航海の終了3～5日後に実施する、COVID-19検査のための下船後の検体採取に書面で同意することが必要。
- クルーズ船運航者は、COVID-19条件付き出航証明書を受け取る条件として、**ボランティア乗客の少なくとも75%が、COVID-19検査のための指定検査機関に下船後の検体を提供することが必要。**（エビデンスとともに、今後、この75%の条件は緩和される可能性がある。）
- 接触者の追跡を容易にするために、クルーズ船運航者は、すべてのボランティアの乗客に、COVID-19の症状が発生した場合、または航海後14日以内にSARS-CoV-2ウイルス検査でCOVID-19と診断された場合、クルーズ船運航者に連絡するように求めなければならない。14日以内に症状が現れた乗客には、検査を受けるように求められる。クルーズ船運航者は、事後報告書または修正事後報告書によって、集計結果をCDCに報告することが必要。

4：試験航海の内容

- クルーズ船運航者が制限付き旅客航海を開始する**予定の船ごとに、少なくとも1回の試験航海を実行することが必要**。試験航海は、クルーズ船運航者がCSOに基づくCOVID-19条件付き航行証明書を申請する前に行うことが必要。
- 試験航海の時点で、クルーズ船の色分けステータスは緑またはオレンジであることが必要。クルーズ船の色分けステータスが黄色または赤の場合、**船のステータスが緑またはオレンジに変わるまで試験航海を延期することが必要**。
- クルーズ船運航者は、延期された場合でも試験航海を実施するための新たな申請をする必要はないが、運航者は変更された試験航海の日程をCDCに通知することが必要。
- クルーズ船運航者が複数の港または地域の保健当局とフェーズ2A契約を締結しており、**クルーズ船運航者が、制限付き旅客航海中に複数の米国の港に停泊することを意図している場合、試験航海においても、それらすべての米国の港を含めることが必要**。
- クルーズ船運航者は、試験航海に参加したすべての乗客、乗組員、港湾関係者、およびその他の人物のリストを保管する必要がある。このリストは、いつでも、CDCで利用できるようにする必要がある。

4：試験航海の内容（つづき）

- **試験航海は、少なくとも1回のオーバーナイトを伴う2-7日の旅程でなければならない。乗船、寄港、下船を含む、クルーズ船上でのCOVID-19リスクを軽減するクルーズ船運航者の能力の有効性を試験するためである。**
- クルーズ船運航者は、手指の衛生、フェイスマスクの使用、乗客・乗組員の社会的距離、および船の衛生管理について、CDCの技術的指示または命令で定められた基準を満たさなければならない。
- クルーズ船運航者は、試験航海中の社会的距離の確保を容易にするために、食事サービスと娯楽施設を変更する必要がある。
- 以下の活動は、COVID-19条件付き航行証明書を申請する前に、クルーズ船運航者が制限付き旅客航海を開始する予定の各船でシミュレートする必要がある。
 - クルーズ船運航者のフェーズ2A契約の一部として米国の港湾および地域の保健当局によって承認された乗船および下船の手順（ターミナルチェックインの手順を含む）
 - 食事や娯楽施設での座席や食事サービスを含む船内活動。
 - 医療機関への避難手順。
 - 症状のある乗客・乗組員、またはSARS-CoV-2の検査で陽性反応が出た乗客・乗組員のキャビンから隔離室への移動。

4：試験航海の内容（つづき）

- クルーズ船運航者のフェーズ2A契約の条件に従った、すべての乗客と非エッセンシャル乗組員の少なくとも5%の船内および海岸側での隔離と検疫。
- クルーズ船運航者が制限付き旅客航海の一部として提供する予定のレクリエーション活動（カジノ、スパサービス、フィットネスクラス、ジムなど）
- プライベートアイランドでの寄港地観光の条件
 - 1度に入港できる船舶数は1隻、島のスタッフの定期的なスクリーニング検査プロトコルの実装、マスクの使用と社会的距離の確保
- 寄港地観光の条件
 - 寄港中の自主行動禁止。同じ船の乗客と乗組員のみグループ。すべての寄港地観光会社のツアーで社会的距離の確保、マスク着用、その他のCOVID-19公衆衛生対策。COVID-19感染者・濃厚接触者を管理し、すべての外国の寄港地で連絡を取り合うためのプロトコル（病院でのケアが必要な、COVID-19が疑われる、または確認された人（とその旅行仲間）の下船と隔離期間または検疫期間中の宿泊先確保。その後の、米国を拠点とする人の送還。外国人の送還についての公衆衛生当局との協議）。

5：健康と安全を保護するための試験航海の終了勧告

- CDCは、試験航海中にCOVID-19の症例のしきい値に達した場合、または超過した場合、試験航海を直ちに終了し、ボランティアの乗客と乗組員の健康と安全を保護するために他の措置を講じることを要求する可能性がある。
- 試験航海中に、乗客から1.5%のCOVID-19の症例が検出されたとき、または乗組員から1.0%のCOVID-19の症例が検出されたとき、このしきい値が満たされる。
- このしきい値は、試験航海または制限付き旅客航海、パンデミックの進展、またはその他の要因から学んだ教訓に基づいて、将来の試験航海または制限付き旅客航海のために変更される可能性がある。
- 健康と安全を守るために試験航海が早期に終了した場合、CDCは、追加の試験航海を承認する前に、クルーズ船運航者の行動報告書に記載されるべき欠陥と、そのような欠陥をどのように修正するかについて、クルーズ船運航会社と協議します
- さらに、試験航海中に上記のしきい値に達したために試験航海が早期に終了した場合、クルーズ船運航者は後日、試験航海を繰り返す必要がある。試験航海中に航海のしきい値に達した場合、クルーズ船運航者は、次のいずれかに該当しない限り、すべての旅行者に対し、航海後14日間は商用航空機や地上交通機関の利用を避けるように求めることが必要。
 - 「米国食品医薬品局（FDA）が認可したワクチン、または世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されたワクチン製品」を使用して、COVID-19に対する完全なワクチン接種を受けたことの証明、または過去90日以内にCOVID-19から回復したことの証明書類。